

第4回平川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年6月11日(火) 9時00分～9時53分

2. 開催場所 平川市役所尾上分庁舎 3階 委員会室

3. 出席農業委員 (17名)

1番委員	今井文雄	3番委員	柴田博明	4番委員	今井龍美
5番委員	小田桐志賀子	6番委員	花田良造	7番委員	三浦勝志
8番委員	山口知治	9番委員	齋藤久嗣	10番委員	三浦良孝
11番委員	桑田久毅	12番委員	古川 榮	13番委員	小山内知寛
14番委員	丹代純嗣	15番委員	福士 弘	16番委員	葛西雅博
17番委員	齋藤美也子	19番委員	大川哲彌		

4. 欠席農業委員 (2名)

2番委員	工藤 正	18番委員	對馬忠法		
------	------	-------	------	--	--

5. 出席農地利用最適化推進委員【調査員】 (7名)

平賀-1	赤平和総	平賀-3	七戸茂春	平賀-4	工藤 勉
平賀-5	谷川信秀	尾上-1	小野 良	尾上-2	葛西 均
碓ヶ関	平山純一				

6. 欠席農地利用最適化推進委員 (1名)

平賀-2	今井三男				
------	------	--	--	--	--

7. 出席事務局職員 (3名)

事務局長	小田桐 農夫吉	農地係長	中嶋 一朗	農地係主事	笹村 慎一郎
------	---------	------	-------	-------	--------

8. 議事日程等

第1 開 会

第2 会期の決定

第3 議事録署名者並びに説明者の指名

第4 書記の指名

第5 上程議案

議案第12号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可について

議案第13号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可について

議案第14号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 15 号	平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について
議案第 16 号	令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について
報告第 6 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
報告第 7 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について
報告第 8 号	使用貸借合意解約書の受理について
報告第 9 号	農地改良届出書（盛土等の届出書）の受理について
第 6 閉 会	

9. 会議の概要

・会長あいさつ (省 略)

・農業委員会憲章
唱和（委員全員） (省 略)

[開会 9 時 00 分]

議長 (柴田 博明) これより第 4 回総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は、19 名中 17 名です。
定足数に達しておりますので会議は成立いたします。
また、農地利用最適化推進委員の出席を求めました。
次に、会期についてお諮りいたします。
会期を本日 1 日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、会期は本日 1 日間と決定いたします。
議事録署名者を決定したいと思いますが、議長より指名するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、議長より指名いたします。
6 番花田委員、7 番三浦委員の両名にお願いいたします。
議案説明のため、小田桐事務局長、中嶋農地係長、笹村主事の出席を求めました。
書記には、中嶋農地係長を採用いたします。
本日の議案は、お手元に配布してある議案第 12 号から議案第 16 号まで 5 件、ほかに報告が 4 件でございます。

それでは、議案第 12 号を議題とし、事務局より説明を求めます。

笹村主事

(議案第 12 号表題部読上げ後)

総会資料と別紙で配布しております「農地法第 3 条調査書」と合わせてご覧ください。

2 ページをご覧ください。

今回の所有権移転は件数が 3 件、面積 527 平方メートルで、畑 3 筆 527 平方メートルとなっています。

4 ページをご覧ください。

今回の賃貸借権設定は件数が 4 件、面積 26,461 平方メートルで、田 7 筆 20,482 平方メートル、畑 4 筆 5,979 平方メートルとなっています。

それでは、所有権移転から説明します。

2 ページをご覧ください。

今回の 3 条所有権移転の申請事由は、

整理番号 13 番は、譲受人の経営拡大による売買です。

整理番号 14 番、15 番は、譲受人の耕作便利による売買です。

売買価格は、

整理番号 13 番 総額 56,000 円 10 アール当たり 150,000 円

整理番号 14 番 総額 60,000 円 10 アール当たり 495,868 円

整理番号 15 番 総額 32,000 円 10 アール当たり 1,000,000 円

となっています。

なお、整理番号 14 番は、30 ページ整理番号 11 番と関連する案件です。

次に、3 ページの賃貸借権設定です。

今回の 3 条賃貸借権設定の申請事由は、

整理番号 19 番、20 番は、借受人の経営拡大による賃貸借権設定です。

整理番号 21 番は、借受人の新規就農による賃貸借権設定です。

整理番号 22 番は、借受人の入所者の機能回復のための賃貸借権設定です。

今回、申請のあった案件については「農地法第 3 条第 2 項各号」には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

次に、担当地区の委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

それでは、12 番、古川委員から、所有権移転の整理番号 13 番の報告をお願いします。

12 番古川委員

所有権移転の整理番号 13 番について、現地を確認してきました。

譲受人の経営拡大による所有権移転との事です。

譲受人は、市内在住の農業者で、隣接地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、10 番、三浦委員から、所有権移転の整理番号 14 番の報告をお願いします。

10 番三浦委員

所有権移転の整理番号 14 番について、譲受人の立会いのもと、現地を確認してきました。

譲受人の耕作便利による所有権移転との事です。

譲受人は、市内在住の農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、13 番、小山内委員から、所有権移転の整理番号 15 番の報告をお願いします。

13 番小山内委員

所有権移転の整理番号 15 番について、譲受人の立会いのもと、現地を確認してきました。

譲受人の耕作便利による所有権移転との事です。

譲受人は、市内在住の農業者で、隣接地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、1 番、今井委員から、賃貸借権設定の整理番号 19 番の報告をお願いします。

1 番今井委員

賃貸借権設定の整理番号 19 番について、現地を確認してきました。

借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長 次に、賃貸借権設定の整理番号 20 番については、18 番、對馬委員が担当しましたが、本日欠席のため、事務局より報告をお願いします。

笹村主事 賃貸借権設定の整理番号 20 番について、18 番、對馬委員より報告を受けておりますので、事務局より報告いたします。

賃貸借権設定の整理番号 20 番について、現地を確認してきました。借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者である農地所有適格法人で、市外及び近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長 次に、尾上-1、小野推進委員から、賃貸借権設定の整理番号 21 番の報告をお願いします。

尾-1 小野推進委員 賃貸借権設定の整理番号 21 番について、現地を確認してきました。借受人の新規就農による賃貸借との事です。

借受人は新規就農ではありますが、農業機械等の必要な物は導入予定であり、ニンニクを作付するとの事で、ニンニク作付の作業経験も豊富で、意欲的に営農に取り組むものと思われ、地域との調和要件や周辺への支障もないと判断できるため、特に問題がないと思われま

以上です。

議長 次に、6 番、花田委員から、賃貸借権設定の整理番号 22 番の報告をお願いします。

6 番花田委員 賃貸借権設定の整理番号 22 番について、現地を確認してきました。借受人の入所者の機能回復のための賃貸借との事です。

借受人は弘前市、黒石市及び平川市で社会福祉事業を行う社会福祉法人で、近隣の農地を耕作し、入所者の機能回復のため意欲的に農作業に従事しており、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長 現地調査の結果報告と補足説明が終わりました。
それでは、議案第 12 号について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長

議案第 12 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第 13 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

笹村主事

(議案第 13 号表題部読上げ後)
総会資料と別紙で配布しております「農地転用許可基準説明書」と合わせてご覧ください。
6 ページをご覧ください。
今回の 5 条転用許可申請は、所有権を移転する案件が 1 件、田 1 筆、面積 938 平方メートルです。
整理番号 4 番は 7 ページが位置図、8 ページが案内図、9 ページが土地利用計画図です。
申請地は、ひらかドームから南へ約 300メートルに位置する新館集落の外れの農地です。
転用目的は「事務所兼住宅」の建築です。
農地区分については、「宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域」に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であることから第二種農地に該当すると思われます。
第二種農地の場合、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができる場合は許可できないこととなっていますが、申請地が集落接続の要件を満たしている場合には例外的に許可できることとなっており、今回の申請はこれに該当するものと思われます。
また、転用計画の確実性など一般の基準に関しても現地及び提出書類を確認したところ、特に問題はありませんでした。
よって、今回の申請は許可基準を全て満たしているものと判断し、許可相当と考えられます。
以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。
現地調査に立ち会いました、16 番葛西委員、17 番齋藤委員、補足説明がありましたらお願いします。

16 番葛西委員

所有権移転の整理番号 4 番について、6 月 3 日に現地を確認してきま

した。

今回の申請地はひらかドームから南へ約 300 メートルに位置する、新館集落の外れの農地です。

転用目的は事務所兼宅地の建築とのことで、現地では申請者本人に立ち会っていただくことができました。

本件は第三者間の所有権移転で、他法令の許可などについても許可の見込みを得ております。

先ほどの事務局の説明より、本件の農地区分は第二種農地に該当し、一般基準も満たしております。

よって、今回の申請は問題がないものと思われれます。

以上です。

議長

それでは、議案第 13 号について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、議案第 13 号を、原案のとおり「許可すべきもの」と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議案第 13 号を、原案のとおり「許可すべきもの」と決定いたします。

次に、議案第 14 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

笹村主事

(議案第 14 号表題部読上げ後)

12 ページをご覧ください。

今回の所有権移転は件数が 4 件、面積 11,945 平方メートルで、田 6 筆 10,890 平方メートル、畑 4 筆 1,055 平方メートルとなっております。

13 ページをご覧ください。

今回の利用権設定は件数が 1 件、面積 1,631 平方メートルで、地目は田です。

それでは所有権移転の案件から説明いたします。

整理番号 28 番、29 番は、譲受人の「耕作便利」による売買です。

整理番号 30 番、31 番は、譲受人の「経営拡大」による売買です。

なお、整理番号 29 番は 32 ページ整理番号 3 番と関連する案件です。

続いて利用権設定の案件について説明いたします。

整理番号 7 番は、農用地利用集積円滑化事業を活用した賃貸借権設定で、借受人の「経営拡大」によるものです。

農用地利用集積円滑化事業とは、市町村の定めた円滑化団体が農地の利用集積を図るため、農地の利用権、すなわち貸借権の設定に関する事務を代行する事業のことです。

今回、申請のあった案件については「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項」の各要件をすべて満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

農用地利用調整会議に出席されました 6 番花田委員、7 番三浦委員、補足説明がありましたらお願いします。

6 番花田委員

私の方から所有権移転の売買価格をお知らせします。

整理番号 28 番 総額 66,600 円 10 アール当たり 150,000 円

整理番号 29 番 総額 330,000 円 10 アール当たり 297,030 円

整理番号 30 番 総額 2,338,800 円 10 アール当たり 300,000 円

整理番号 31 番 総額 500,000 円 10 アール当たり 192,753 円

となっております。

以上です。

議長

補足説明が終わりました。

それでは、議案第 14 号について、質疑、ご意見を求めます。

尾-1 小野推進委員

利用権設定の整理番号 7 番について、賃貸借料が発生するのですか。

笹村主事

賃貸借になるため、賃貸借料が発生します。

尾-1 小野推進委員

利用権と書いてありますが、賃貸借権とは違うのでしょうか。

笹村主事

農業経営基盤強化促進法は、利用権の中に賃貸借権と使用貸借権が含まれ、農地法第 3 条は便宜的に賃貸借権と使用貸借権を分けています。

議案書には、賃貸借権の場合は総額を記載し、使用貸借権の場合はカッコ書きで使用貸借と明記しております。

尾-1 小野推進委員

わかりました。

議長

ほかに質疑、ご意見はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、議案第 14 号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、議案第 14 号を原案のとおり決定いたします。次に、議案第 15 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

中嶋係長 (議案第 15 号表題部読上げ後)

この件につきましては、農業委員会の活動が見えにくいなどの指摘があり、農業委員会がどのような活動を行っているかなどについて、毎年、ホームページ等で公表するというものです。

それでは、主な概要について、説明いたします。

15 ページをご覧ください。

「1 農業の概要」ですが、区分ごと、地目ごとの面積については、下記の米印の注意事項のとおり、2015 年農林業センサスなどの調査結果に基づいた数値が使われております。

次に「2 農業委員会の現在の体制」については、平成 28 年度から「新体制」へ移行しておりますので、「旧制度に基づく農業委員会」の欄は空欄といたしまして、次の「新制度に基づく農業委員会」については、農業委員数の定数が 19、実数が 18、その下の各区分の数値は、認定農業者が 12、女性が 2、中立委員が 1 となっております。

なお、この表で注意すべき点は、内訳となる各区分ごとの合計は 15 で、実数である 18 とは合致しないので予め申し添えておきます。

次に、その右横に行きまして、農地利用最適化推進委員の定数は 8、実数 8、地区数 8 となっております。

次に 16 ページをご覧ください。

「1 現状及び課題」ですが、平成 30 年 3 月末現在の管内の農地面積 5,150 ヘクタールに対し、これまでの集積面積は 2,622 ヘクタール、集積率は 50.9 パーセントとなっております。

課題として、水稻と果樹を主とした経営体が多い中、水稻に比べ樹園地の借り手が見つからず集積が進まないことと、農業経営者の高齢化や後継者不足により遊休農地化が懸念されます。

「2 平成 30 年度の目標及び実績」ですが、集積目標 2,731 ヘクタールに対し、集積実績が 2,666 ヘクタール、新規実績が 44 ヘクタール増となり、達成率が 97.6 パーセントとなりました。

「3 目標の達成に向けた活動」ですが、活動計画は「前年度に実施した筆別調査を基に、農地のあっせん情報を取りまとめ、農業委員・

推進委員による担い手への農地利用の集積を進める。」と掲げましたが、これに対し、活動実績は「前年度に実施した筆別調査の結果を基に、希望する農家に対し農地の出し手・受け手の掘り起こしを行った。」となりました。

次に17ページをご覧ください。

新たに農業経営を営もうとする者の参入促進については、「1 現状及び課題」の新規参入の状況を見てみますと、平成27年度から29年度にかけ、同じ推移をたどっております。

その主な課題としては、ハウス栽培を希望する相談が増えているが、適した農地の確保が難しいことなどが挙げられます。

「2 平成30年度の目標及び実績」については、参入者数の達成状況が55.6パーセント、参入目標面積の達成状況が73.1パーセントとなっております。

「3 目標の達成に向けた活動」について、活動計画は「農地のあっせん情報をホームページで公開すると共に、農地の出し手の掘り起こしを行う。」と掲げましたが、これに対し、活動実績は、

1. 総会において各委員にあっせん情報を提供
2. あっせん情報をホームページで公開
3. 随時、農業委員会の窓口において新規就農希望者に対し農地の情報等の相談に対応

となりました。

次に18ページをご覧ください。

遊休農地に関する措置に関する評価ですが、「1 現状及び課題」の現状について、平成30年3月末現在の管内の農地面積が5,158.1ヘクタール、遊休農地面積が8.1ヘクタール、週休農地の占める割合が0.16パーセントとなっております。

「2 平成30年度の目標及び実績」についてですが、解消目標8.1ヘクタールに対し、解消実績が2.5ヘクタールとなり、達成率が30.86パーセントとなっております。

「3 2の目標の達成に向けた活動」ですが、活動計画は、「農地の利用状況調査を、調査員27人、調査実施時期7月から8月、調査結果の取りまとめ時期、9月から12月、調査方法は前年度の利用意向調査の結果を基に、農地パトロールを実施、その後、各農地所有者を対象に、農地の利用意向調査を12月から1月まで実施、その他の主な活動として、農業委員・推進委員が担当する地域において、随時、遊休農地の発生がないか監視する。」と掲げましたが、これに対し、活動実績が、「調査員26人、調査実施時期7月から8月、調査の取りまとめ時期9月から12月、農地の利用意向調査結果が、調査数80筆、調査面積5.6ヘクタール、その他の活動として、農業委員・推進委員が担

当する地域において、随時、遊休農地の発生がないか監視し、報告した。」となりました。

次に 19 ページをご覧ください。

違反転用への適切な対応については、「1 現状及び課題」は、平成 30 年 3 月末現在で、管内の農地面積 5,150 ヘクタール、違反転用面積は 7.1 ヘクタールとなっており、主な課題としては、「盛土をした後に資材置場や廃車置場になるケースがあるので、随時監視する必要がある。」となりました。

「2 平成 30 年度実績」は、実績が 6 ヘクタールとなり、前年度 7.1 ヘクタールと比較して、1.1 ヘクタールの解消面積となりました。

「3 活動計画・実績及び評価」について、活動計画は、「違反転用の是正指導」としては、違反転用者に対し、違反に対する是正の意向、是正までのスケジュール等の聞き取りを行って指導する。

「違反転用の発生防止に向けた取組」としては、

1. 広報紙やホームページで転用申請の手続きや処罰について周知を図る。

2. 農業委員・推進委員の担当区域を定め、随時、農地パトロールを行う。

3. 盛土をする場合の届出を徹底させる。

と掲げました。

これに対し、活動実績は、

1. 農地・転用相談において違反転用を発見し、転用指導を行った。

2. 7 月、市の広報紙に「農地転用許可制度」の記事を掲載した。

3. 盛土の届出の徹底。

となりました。

次に 20 ページをご覧ください。

「1 農地法第 3 条に基づく許可事務」の、1 年間の処理件数は 205 件でした。

なお、実施状況等については、ご覧のとおりです。

下の方に行きまして、「2 農地転用に関する事務」の 1 年間の処理件数は 25 件でした。

実施状況等については、ご覧のとおりとなっております。

次に 21 ページをご覧ください。

「3 農地所有適格法人からの報告への対応」ですが、管内に農地を有する法人は 25 法人あり、うち報告書を提出した法人数は 22 法人となりました。

未提出の 3 法人については、2 法人が現在休業中ということで事業を再開してから提出、残る 1 法人については本年度から提出していただくことになっております。

次に、「4 情報の提供等」ですが、賃借料情報については、調査対象 712 件、農地の権利移動については、移動件数 472 件、農地台帳の整備については、平成 31 年 3 月末現在で、農地面積が 4,944.8 ヘクタールとなっております。

次に 22 ページをご覧ください。

地域農業者からの主な要望・意見はございませんでした。

次に事務の実施状況の公表については、

「1 総会等の議事録」は市ホームページで公表しております。

「2 農地等利用最適化推進対策の改善」についての意見の提出はございませんでした。

「3 活動計画の点検・評価の公表」については、市ホームページにて公表しております。

以上で説明を終わりますが、後でもう一度、目を通していただきたいと思います。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第 15 号について、質疑、ご意見を求めます。

尾-1 小野推進委員

15 ページの総農家数の中の自給的農家数について、自給的農家とはどういった農家になりますか。

中嶋係長

経営耕地面積が 30 アール未満かつ農産物販売金額が年間 50 万円未満の農家になります。

尾-1 小野推進委員

わかりました。

議長

ほかに質疑、ご意見はありますか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、議案第 15 号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議案第 15 号を原案の通り決定いたします。
次に、議案第 16 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

中嶋係長

(議案第 16 号表題部読上げ後)

次に 24 ページをご覧ください。

これは、先ほど説明いたしました議案第 15 号の 15 ページと同じ内容ですので、割愛させていただきます。

次に 25 ページをご覧ください。

担い手への農地の利用集積・集約化ですが、これまでの集積面積 2,666 ヘクタールに対し、下の表の目標欄内で求めました集積面積 2,770 ヘクタールを目標面積とし、年間の新規集積面積を 104 ヘクタールといたしました。

活動計画は、前年度に実施した筆別の経営意向調査の結果を基に、賃貸借等を希望する農家に対する農地の出し手・受け手の掘り起こしを行うといたしました。

次に、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進ですが、「2 令和元年度の目標及び活動計画」につきましては、「1 現状及び課題」の過去 3 年平均といたしました。

活動計画は、

1. 農地のあっせん情報をホームページで公開すると共に、農地の出し手の掘り起こしを行う。

2. 随時、農協委員会窓口において、新規就農者に対し、農地の情報等の相談に対応する。

といたしました。

次に 26 ページをご覧ください。

遊休農地に関する措置ですが、「1 現状及び課題」は、現状が平成 31 年 3 月末現在で、管内の農地面積が 5,155.6 ヘクタール、遊休農地面積が 5.6 ヘクタール、遊休農地の占める割合が 0.1 パーセントとなっております。

主な課題としては、「農業経営者の高齢化や後継者不足により、樹園地の遊休農地化が懸念される。」といたしました。

「2 令和元年度の目標及び活動計画」は、遊休農地の解消目標面積を 5.6 ヘクタールに設定し、「現在確認されている全遊休農の解消を目指す。」と掲げました。

また、活動計画は、例年通り、「農地パトロールによる農地の利用状況調査などを実施する。」といたしました。

続いて、違反転用への適正な対応についてですが、平成 31 年 3 月末で違反転用面積が 6.0 ヘクタールとなっておりますので、「2 活動計画」の内容に従って、今後も引き続き是正指導や発生防止に向け取り組んでいきたいと考えております。

以上で説明を終わりますが、後でもう一度、目を通していただきたいと思います。

なお、記載された数字などは、先ほどの議案と同様、見込みの数字

もあり、また、市ホームページに公表するまでの間に、数字や字句などを詳細に精査する必要がありますので、今後、発生する数字や字句の修正などについては、事務局に一任いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第 16 号について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長

議案第 16 号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議案第 16 号を原案の通り決定いたします。

次に、報告 4 件を一括して、事務局から説明願います。

笹村主事

(報告第 6 号表題部読上げ後)

28 ページをご覧ください。

平成 31 年 3 月から令和元年 5 月までの 3 か月間の届出件数は 16 件で、面積は 153,395.04 平方メートル、田 57 筆、畑 79 筆となっています。

(報告第 7 号表題部読上げ後)

30 ページをご覧ください。

今回の届出件数は 2 件、面積が 6,611 平方メートルで、畑 2 筆 6,611 平方メートルとなっています。

整理番号 11 番、12 番は、他者へ売買するため解約するものです。

なお、整理番号 11 番は、2 ページ整理番号 14 番と関連する案件です。

(報告第 8 号表題部読上げ後)

32 ページをご覧ください。

今回の届出件数は 2 件、面積が 2,049 平方メートルで、田 1 筆 1,111 平方メートル、畑 1 筆 938 平方メートルとなっております。

整理番号 3 番、4 番は、他者へ売買するため解約するものです。

なお、整理番号 3 番は、11 ページ整理番号 29 番と、整理番号 4 番は、6 ページ整理番号 4 番と関連する案件です。

(報告第9号表題部読上げ後)

34ページをご覧ください。

今回の届出件数は1件で、田1筆、面積3,649平方メートルです。

整理番号1番は、35ページが位置図、36ページが案内図、37ページが土地利用計画図となります。

届出地は、松崎小学校から北東に約130メートルに位置する農地で、盛土後は野菜・花を作付するそうです。

以上です。

議長

報告事項ではございますが、何か聞きたいことがありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

議長

これをもちまして、本日の議事を終了いたします。
ご協力ありがとうございました。

[閉会 9時53分]